

令和2年度実施事業（案）について

手話を学ぶ機会の提供等に関する施策			
No.	種別	名 称	概 要
1	聴覚	手話言語普及啓発事業 (聴覚障害の特性理解と手話)	<p>手話が言語であることへの理解やコミュニケーション手段としての手話の普及を図るため、学校園、町内会、病院、警察等に対し、普及啓発を図る施策を検討し、加古川ろうあ協会等に協力を得ながら実施する。</p> <p>市役所内においては、職員研修を利用し、職員（特に、窓口職場の職員や消防職員）に普及啓発及び手話講座を実施する。</p> <p>【実施事業（案）】</p> <p>①一日手話教室の開催</p> <p>②出前講座、福祉学習における手話の普及啓発の実施</p> <p>③市役所内における手話普及啓発研修の開催</p> <p>④加古川養護学校との連携による手話の獲得に向けた指導</p>

障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段への理解の普及に関する施策			
No.	種別	名 称	概 要
2	聴覚 視覚 知的	障がい者コミュニケーション促進事業 (コミュニケーション支援研修事業)	<p>職員一人ひとりが障害の特性等を正しく理解し、点字、音声、要約筆記、筆談、絵図・サインなど障害特性に応じ、相手に合わせたコミュニケーションができるようにするため、職員権研修の講師を障がい者団体等に依頼する。</p> <p>また、同様の内容について、事業者等に対する啓発を進めるため、事業者や町内会等への出前講座の活性化を図る。</p> <p>【実施事業（案）】</p> <p>①出前講座における点字等のコミュニケーション手段の普及啓発の実施</p> <p>②障がい者講師による市役所内における研修の開催</p> <p>③要約筆記等の普及啓発講座の開催（加古川市社会福祉協議会と共催）</p>

障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を使用するにあたっての環境の整備に関する施策			
No.	種別	名称	概要
3	聴覚 視覚 知的	障がい者差別解消事業 (ルビ付き文書、点字文書、 資料への音声コードの添付)	<p>市役所が作成する資料のうち、視覚障がい者、知的障がい者、聴覚障がい者に対し、ルビ付きのわかりやすい資料や点字、音声コード付きの資料等を増やすため、引き続き、障がい者支援課が率先して、作成する「障害福祉のしおり」などについて、障がい者団体等の協力を得ながら障害特性に配慮した資料を作成する。</p> <p>また、職員対応要領の周知を図り、市役所内の他部署に対し、ルビ付き文書、点字文書の作成、資料への音声コードの添付を促す。</p>
			<p>【実施事業（案）】</p> <p>①ルビ付き文書・点字文書の作成 ②資料への音声コードの添付</p>
4	視覚	障がい者差別解消事業 (点字シールの貼付)	<p>視覚障がい者に対する郵送物には、「加古川市」の点字シールを貼り付け、視覚障がい者が加古川市からの郵送物を見落とさないよう配慮する。</p> <p>まずは、障がい者支援課が発送する郵送物に対する点字シールの貼付けについて、加古川市視覚障害者福祉協会の協力を得ながら実施する。</p>
			<p>【実施事業（案）】</p> <p>①点字シールの貼付（封筒への貼付）</p>

コミュニケーション支援者等の確保及び養成に関する施策			
No.	種別	名 称	概 要
5	聴覚	障がい者コミュニケーション促進事業 (手話通訳者養成事業)	手話通訳者の人材不足や高齢化の課題に対して、初心者を対象にした手話奉仕員養成講座(基礎)の開催と、手話奉仕員養成講座修了レベルの者を対象にした手話通訳者をを目指すためのステップアップ講座を開催する。 ステップアップ講座については、近隣の一市二町との協働により開催する。
			【実施事業(案)】 ①手話奉仕員養成講座(基礎)の開催 ②手話奉仕員ステップアップ講座の開催 ※①②ともに令和元年度からの連続講座
6	視覚	障がい者コミュニケーション促進事業 (点訳者養成事業)	点字により情報を取得する視覚障がい者を支援する点訳者の養成を図るため、加古川市視覚障害者福祉協会及び点訳者等の協力を得ながら、点訳に初めて取り組む者等を対象に視覚障害者福祉の概要や点訳の基礎を学ぶための養成講座を開催する。
			【実施事業(案)】 ①点訳奉仕員養成講座の開催
7	視覚	障がい者コミュニケーション促進事業 (朗読者養成事業)	音声により情報を取得する視覚障がい者を支援する朗読者の養成を図るため、より視覚障がい者を支援する観点を取り入れた養成講座を検討し、加古川市社会福祉協議会及び加古川市視覚障害者福祉協会等の協力を得ながら実施する。
			【実施事業(案)】 ①朗読奉仕員養成講座の開催